

## 会長・副会長の選任及び各部会長の選出について

- 本協議会設置要綱第5条第1項の規定では、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされている。
- 会長・副会長の選任及び各部会長の選出について、事務局から提案したい。

## &lt;事務局案&gt;

役職名	氏名	区分	備考
会長	丸山 元孝 委員	新任	坂戸鶴ヶ島医師会 会長
副会長	齊藤 正身 委員	新任	川越市医師会 会長
副会長	野崎 信行 委員	新任	比企医師会 会長

## (理由)

事務局案の委員については、川越比企保健医療圏内の医師会長として圏域内の保健医療に精通しかつ牽引してきた実績があること、又本協議会の前身の「埼玉県川越比企保健医療圏地域保健医療・地域医療構想協議会」において、会長を坂戸鶴ヶ島医師会長、副会長を川越市医師会長及び比企医師会長が担ってきたことから、提案するものである。